

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する届出（工事完了報告書等）
の郵送受付について

<工事完了報告書>

<状況報告書>

<取下げ届>

<取り止め届>

【事前確認】

1. 報告書等一式を事前にメール又はFAXでお送りください。
2. 報告書等の内容を確認し、認定計画実施者又は委任状に記載された代理人の方へ市から連絡いたします。また、必要な場合は訂正をお願いしますので、日にちに余裕を持ってお送りください。

【郵送の手順】

1. 事前確認後の報告書等一式を、**事前確認後速やかに到着するよう**、下記提出先へ郵送してください。
2. 必要に応じて、発送記録が残る郵便方法（レターパック・特定記録・簡易書留等）でお送りください。郵便事故の責任は負いかねます。
3. 副本の返送用として、発送記録が残る郵便方法のものを同封してください。なお、料金不足の場合、追加で切手等をお送りいただくことがございますのでご注意ください。

<事前確認連絡先>

立川市都市整備部建築指導課審査係・構造設備係宛

電 話：042-523-2111（内線 2349・2343・2344・2350）

FAX：042-528-4350

メール：kenchikushidou(at)city.tachikawa.lg.jp

※(at)は@に置き換えてください。

<提出先>

〒190-8666 東京都立川市泉町 1156-9

立川市都市整備部建築指導課審査係・構造設備係宛